

## 平成25年3月松伏町議会定例会提出議案概要

### 議案第1号

#### 松伏町教育委員会委員の任命について

##### 1 趣旨

松伏町教育委員会委員御処野紀夫氏の任期は、平成25年3月31日で満了となるが、再び御処野紀夫氏を任命することについて同意を求めるもの

##### 2 任期

平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

### 議案第2号

#### 松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について

##### 1 趣旨

松伏町固定資産評価審査委員会委員九法房江氏の任期は、平成25年4月19日で満了となるが、後任として横川八代江氏を選任することについて同意を求めるもの

##### 2 任期

平成25年4月20日から平成28年4月19日まで

### 議案第3号

#### 松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について

##### 1 趣旨

松伏町固定資産評価審査委員会委員山崎恒男氏の任期は、平成25年5月31日で満了となるが、後任として石川秀夫氏を選任することについて同意を求めるもの

##### 2 任期

平成25年6月1日から平成28年5月31日まで

### 議案第4号

#### 松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

##### 1 趣旨

介護保険法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるための条例の制定

##### 2 内容

※ 第1次地域主権改革一括法関係（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号））

##### （1）地域密着型サービス

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう平成18年度に創設されたもので、次の8種類のサービスを指し、町が事業者の指定を行うと共に、サービスの利用も要介護1から要介護5の認定を受けた町民に限られるもの

基準を定めるサービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

イ 夜間対応型訪問介護

ウ 認知症対応型通所介護

エ 小規模多機能型居宅介護

オ 認知症対応型共同生活介護

カ 地域密着型特定施設入居者生活介護

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ク 複合型サービス

(2) 指定地域密着型サービスの基準

厚生労働省令の定めるところにより、次の基準により定める。

ア 従うべき基準によるもの

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

(ア) 従業者に係る基準及び従業者の人数

(イ) 居室等の床面積

(ウ) 利用定員（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護）

(エ) 運営に関する事項のうち、利用者・入所者等の人権に直結する次の項目

～各サービスに共通的なもの～

(オ) 内容・手続の説明・同意

(カ) 提供拒否の禁止

(キ) 秘密保持等

(ク) 事故発生時の対応

～個別のサービスに該当するもの～

(ケ) 同居家族に対するサービス提供の禁止

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）

(コ) 身体拘束等の禁止等

（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス）

(サ) 利用者の負担で従業者以外の者による介護の禁止

（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス）

(シ) 入院期間中の取扱い

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

イ 標準によるもの

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

・利用定員

（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）

ウ 参酌すべき基準によるもの

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

・設備及び運営の基準

（上記基準に含まれるものを除く。）

(3) 町が独自に定めた項目

ア 第2条第2項

申請者の資格は、国の基準に基づき、「法人」である者とする。

イ 第150条第4項

指定地域密着型介護老人福祉施設の入所の定員は、国の基準の上限である、29人以下とする。

3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第 5 号

### 松伏町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

#### 1 趣旨

介護保険法第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるための条例の制定

#### 2 内容

##### ※ 第1次地域主権改革一括法関係

##### (1) 地域密着型介護予防サービス

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう支援するサービスで、次の3種類のサービスを指し、町が事業者の指定を行うと共に、サービスの利用も要支援1・2の認定を受けた町民に限られるもの

基準を定めるサービス

ア 介護予防認知症対応型通所介護

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護

ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護

##### (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業等の基準

厚生労働省令の定めるところにより、次の基準により定める。

##### ア 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

(ア) 従業者に係る基準及び従業者の人数

(イ) 居室等の床面積

(ウ) 利用定員（介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員）

(エ) 運営に関する事項のうち、利用者・入所者等の人権に直結する次の項目  
～各サービスに共通的なもの～

(オ) 内容・手続の説明・同意

(カ) 提供拒否の禁止

(キ) 秘密保持等

(ク) 事故発生時の対応

～個別のサービスに該当するもの～

(ケ) 介護予防サービスの提供拒否の禁止

(コ) 身体拘束等の禁止等

（介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）

(サ) 利用者の負担で従業者以外の者による介護の禁止

（介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）

##### イ 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

・利用定員

(介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員を除く。)

ウ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

・設備及び運営の基準

(上記基準に含まれるものを除く。)

(3) 町が独自に定めた項目

・第2条第2項

申請者の資格は、国の基準に基づき、「法人」とする。

3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第6号

### 松伏町障がい者等の利用に係る公の施設使用料減免条例

1 趣旨

障がい者等の利用に係る公の施設の使用料を減額し、又は免除することにより、障がい者等の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図るための条例の制定

2 内容

(1) 公の施設の使用料を減免することができる障がい者等の対象を定める。(第2条)

(2) 条例の施行に関し必要な事項を規則で定める。(第3条・第4条)

(3) その他規定の整備

3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第7号

### 松伏町子ども・子育て支援審議会条例

1 趣旨

子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する審議会を設置するための条例の制定

2 内容

(1) 設置の目的(第1条)

子ども・子育て支援に関する事項を調査審議することを主な目的とする。

(2) 所掌事務(第2条)

町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

ア 子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事務に関する事項

イ そのほか、子ども・子育て支援に関する事項

(3) 組織(第3条)

委員は10人以内とし、次に掲げる者から町長が委嘱する。

ア 児童福祉関係者

イ 教育関係者

ウ 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者

エ 公募による町民

オ 子どもの保護者

カ 事業主を代表する者

キ 労働者を代表する者

ク 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 任期（第4条）

委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

(5) 会長及び副会長（第5条）

会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

(6) 会議（第6条）

会長が招集し、議長となる。委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(7) 庶務（第7条）

庶務は福祉健康課において処理する。

(8) 委任（第8条）

条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

3 施行期日

平成25年6月1日

## 議案第8号

### 松伏町新型インフルエンザ等対策本部条例

1 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、松伏町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるための条例の制定

2 内容

(1) 組織（第2条関係）

新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員等の職員を置く。

(2) 会議（第3条関係）

本部長は必要に応じ会議を招集し、国の職員その他町職員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(3) その他

規定の整備

3 施行期日

公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日のいずれか遅い日

## 議案第9号

### 松伏町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例

1 趣旨

道路法第30条第3項の規定に基づき、松伏町が管理する町道を新設し、又は改築する場合における町道の構造の一般的技術的基準を定めるための条例の制定

2 内容

※ 第2次地域主権改革一括法関係（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号））

道路法第30条第3項の規定により、設計車両、建築限界、橋・高架の道路等の設計荷重に係るもの及び国道、県道に係る基準並びに本町に現存しない高速自動車道、軌道敷、登坂車線、路面電車等や本町が該当しない積雪地域に係る基準を除き、政令で定め

る基準を参酌して町道の構造の一般的技術的基準を定めるもの

・町独自の基準

- (1) 限られた道路空間において歩行者や自転車の通行環境の向上と植栽の維持管理費の軽減を図るため、植樹帯の特例を追加します。道路の構造、交通の状況、沿道の土地利用の状況を勘案し、自転車及び歩行者の安全確保に支障がないと認める場合には、必要に応じ、植樹帯に代えて植樹ますを設けること。
- (2) 移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の整備基準に併せて、歩道の横断勾配については、1%を標準とし、縦断勾配については5%以下とすること。
- (3) 歩道又は自転車道等の舗装は、雨水を地下に浸透させることができる構造とすること。
- (4) 歩道又は自転車道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第10号

### 松伏町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例

1 趣旨

道路法第45条第3項の規定に基づき、町道に設ける道路標識の寸法を定めるための条例の制定

2 内容

#### ※ 第1次地域主権改革一括法関係

道路法第45条第3項の規定に基づき、松伏町が管理する町道に設置する案内標識及び警戒標識の寸法や文字の大きさについて、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（標識令）」の規定を参酌し、条例で定めるもの

本町においては、国道、県道に係る規定及び本町に現存しない高速自動車道、軌道敷、登坂車線、路面電車等や本町が該当しない積雪地域に係る規定については、条例化しないものとする。

3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第11号

### 松伏町移動円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例

1 趣旨

道路法第3条第4号に掲げる市町村道であって、本町がその道路管理者であるものに関し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する道路移動等円滑化基準を定めるための条例の制定

2 内容

#### ※ 第2次地域主権改革一括法関係

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌し、本町の管理する町道について道路利用者の円滑な移動を確保するため、必要な道路の構造に関する基準を条例で定めるもの

3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第12号

### 松伏町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することとし、及び給与構造の見直しによる給料表の引下げに伴う経過措置額を段階的に廃止するための条例の改正

#### 2 内容

##### (1) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴う災害派遣手当の規定の準用

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員について、災害派遣手当の規定を準用し、その定める額を支給するものとする。

##### (2) 松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条）

給料の切替えに伴う現給保障額の減額

平成26年3月31日までの間、給料の切替えに伴う経過措置として支払う現給保障額から、その額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額を支給する。

#### 3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第13号

### 松伏町防災会議条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、松伏町防災会議の所掌事務の見直し並びに構成する委員及びその定数の改定をするとともに、規定の整備をするための条例の改正

#### 2 内容

(1) 災害発生時、防災会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも、災害対策本部において一元的にそれらの事務を行うことが効果的であると考えられることから、防災会議の所掌事務から削る。

(2) 都道府県防災会議の改正趣旨を踏まえ、防災会議の設置目的に「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」を加える。（第2条関係）

(3) 防災会議委員に多様な主体の参画を図るため、「自主防災組織を構成する者又は学識経験者」3名以内を防災会議委員に選任することとした。これに伴い、第3条第5項第9号に規定していた「前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認めて任命する者」を削る。

#### 3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第14号

### 松伏町災害対策本部条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をするための条例の改正

#### 2 内容

市町村災害対策本部については、改正前の災害対策基本法では、都道府県災害対策本部と同一の規定（改正前の災害対策基本法第23条）で定められていたものを地方防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し・明確化に関連して、新たに法第23条の2として別個に規定することとなったことから、松伏町災害対策本部条例第1条について、制定根拠条文の改正を行うもの

- 3 施行期日  
公布の日

## 議案第15号

### 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

#### 1 趣旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備を図るための条例の改正

#### 2 内容

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（第1条）

介護補償の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- (2) 松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部改正（第2条）

ア 対象者から「共同生活介護」に係る事項を削除

イ 対象者の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- (3) 松伏町在宅福祉支援サービス手数料条例の一部改正（第3条）

ア 在宅福祉支援サービスの定義から「難病患者等居宅介護等事業」を削除

イ 難病患者等居宅介護等事業に係る手数料を定めた別表第2を削除

- (4) 松伏町介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正（第4条）

審査会の委員の定数の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- (5) 松伏町立かるがもセンター設置及び管理条例の一部改正（第5条）

業務の定義中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

#### 3 施行期日

平成25年4月1日

ただし、2（2）アの規定は、平成26年4月1日

## 議案第16号

### 松伏町都市公園条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

都市公園法の規定により町が設置する都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準を定めるための条例の改正

#### 2 内容

※ 第2次地域主権改革一括法関係



(1) 住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準（第2条関係）

ア 町内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とする。

イ 市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(2) 都市公園の配置及び規模の基準（第3条関係）

ア 街区公園

街区公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

イ 近隣公園

近隣公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

ウ 地区公園

地区公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

エ 総合公園

総合公園は、容易に利用することができるように配置し、利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とする。

オ 緩衝緑地等

アからエに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、敷地面積を定めるものとする。

(3) 公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準（第4条関係）

ア 都市公園の敷地面積に対する割合

一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、都市公園に次のイからエに掲げる建築物を設ける場合には、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることができる。

イ 休養施設、運動施設等

休養施設、運動施設等に規定する建築物に限り、100分の10を限度とし、休養施設又は教養施設のうち、国宝や重要文化財等に規定する建築物に限り、100分の20を限度として、それぞれアの規定により認められる建築面積を超えることができる。

ウ 屋根付広場等

屋根付広場等に規定する建築物に限り、100分の10を限度として、イ又はアの規定により認められる建築面積を超えることができる。

エ 仮設公園施設

仮設公園施設に規定する建築物に限り、100分の2を限度として、ア又はイ及びウの規定により認められる建築面積を超えることができる。

(4) 都市公園移動等円滑化基準（第5条～第17条関係）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める。

ア 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（第5条から第1

6 条)

特定公園施設	設 置 基 準
園路及び広場 (第 6 条)	出入口、通路、階段、傾斜路、転落防止等についての基準
屋根付広場 (第 7 条)	出入口、広さについての基準
休憩所及び管理事務所 (第 8 条)	出入口、カウンター設置時の構造、広さ、便所についての基準
野外劇場及び野外音楽堂 (第 9 条)	出入口、車いす使用者用観覧スペース、便所、車いす使用者用観覧スペースにかかる通路についての基準
駐車場 (第 10 条)	車いす使用者用駐車施設についての基準
便所 (第 11 条～第 13 条)	便所設備、出入口、便房等についての基準
水飲場及び手洗場 (第 14 条)	構造についての基準
掲示板及び標識 (第 15 条、第 16 条)	構造、表示内容、設置位置についての基準

※特定公園施設：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 3 条において定められる以下の施設

- ・都市公園の出入り口と下記に掲げる公園施設、その他主要な公園施設との間の経路、駐車場と屋根付広場等との間の経路を構成する園路及び広場
- ・屋根付広場、休憩所、管理事務所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、掲示板、標識

イ 一時使用目的の特定公園施設 (第 17 条)

災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、第 6 条から第 16 条に規定されている設置基準によらないことができる。

(5) 都市公園を占用する場合の使用料の改正 (第 26 条関係、別表第 3)

ア 都市公園に電柱や電話柱等を設置し占用する場合の使用料を定める。

占用物件の種類	単 位
電柱、電話柱、諸管等埋設物件、広告塔、看板、標識、その他これらに類するもの	松伏町道路占用料徴収条例別表を準用する。

参考：松伏町道路占用料徴収条例 (抜粋)

占用物件	単 位		占用料
	数 量	期 間	
第 1 種電柱	1 本	1 年	770 円
第 2 種電柱	1 本	1 年	1,200 円
第 3 種電柱	1 本	1 年	1,600 円
第 1 種電話柱	1 本	1 年	690 円
第 2 種電話柱	1 本	1 年	1,100 円
第 3 種電話柱	1 本	1 年	1,500 円
その他の柱類	1 本	1 年	53 円

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

## 議案第17号

### 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨  
地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容  
委員会に係る条項の整理に伴う規定の整備（第1条第2号及び第4号関係）  
地方自治法の一部改正により、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の規定が一つの条に統合されたことに伴い、条例中の同法の関係規定を引用している箇所について規定の整備を行うもの
- 3 施行期日  
公布の日

## 議案第18号

### 松伏町下水道条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨  
下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の技術上の基準を定め、及び下水道の使用開始等の届出に係る規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容  
※ 第2次地域主権改革一括法関係  
(1) 使用開始等の届出に関する規定（第26条及び第27条関係）  
(2) 構造の技術上の基準（第34条関係）
  - ア 堅固で耐久性を有するもの
  - イ 耐水性のある材料で造り、雨水排除に関しては、地下へ浸透機能を有するもの
  - ウ 屋外にあるものは覆いや柵等で防止し、人の立入りを制限するもの
  - エ 腐食するおそれのある部分は、腐食しにくい材料で造ること。
  - オ 地震対策として、地盤改良、可撓継手（※）の設置を講じること。
  - カ 下水管の中の断面積は規定値を下回らないものとし、支障なく流下させること。
  - キ 水の勢いで損傷するおそれのある部分は、水の勢いを減らす措置をすること。
  - ク 気圧が急激に変動する場所は、変動を緩和する措置をすること。
  - ケ 勾配が顕著に変化する場所及び清掃が必要な場所は、マンホールを設けること。
  - コ まず又はマンホールには蓋を設けること。  
※ 可撓継手（かとうつぎて）…ゴムなどの柔軟性のある材料で作られており、地震によって施設が破損することを防止する継手
- 3 施行期日  
平成25年4月1日

## 議案第19号

### 松伏町廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、町が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の有すべき資格について定めるための条例の改正
- 2 内容  
※ 第2次地域主権改革一括法関係  
(1) 技術士法に基づく技術士もしくは技術士で実務に従事した経験を有する者

- (2) 学校教育法（大学・短期大学・専門学校・高等学校等）において専門分野に関する科目を履修しかつ実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 上記と同等以上の知識及び技能を有する者

### 3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第20号

### 松伏町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

満88歳の者に対する敬老祝金の支給金額を改定するもの

#### 2 内容

満88歳の者に支給する敬老祝金についてその金額を3千円から1万円に変更する。

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

平成25年4月1日

##### (2) 経過措置

この条例の施行の前日に満88歳に達する者に対する敬老祝金の支給については、当該敬老祝金が支給されるまでの間、なお従前の例による。

## 議案第21号

### 松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

職員の年次有給休暇及び特別休暇等の付与を年度ごとへ変更するとともに、職員が末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合等に特別休暇を付与することができることとするための条例の改正

#### 2 内容

(1) 年次有給休暇の付与を年度ごとに変更する規定を整備（第12条）

(2) 特別休暇の付与を年度ごとに変更する規定を整備するとともに、職員が末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合等に特別休暇を付与することができる規定を整備（第14条）

(3) 組合休暇の付与を年度ごとに変更する規定を整備（第16条）

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

平成25年4月1日

##### (2) 経過措置

ア 施行日の前日に在職する職員の平成25年度の年次有給休暇日数は、改正前の条例第12条第1項の規定により平成25年に受けることができることとなった日数から、同年1月1日から施行日の前日までの間に受けた日数を減じて得た日数に5日を加えた日数とする規定を整備（附則第2項）

イ 施行日の前日に在職する職員の平成25年度の子の看護休暇日数は、改正前の条例第14条第2項第15号の規定により平成25年に受けることができることとなった日数から、同年1月1日から施行日の前日までの間に受けた日数を減じて得た日数に2日を加えた日数とする規定を整備（附則第3項）

ウ 施行日の前日に在職する職員の平成25年度の短期看護休暇日数は、改正前の条

例第14条第2項第16号の規定により平成25年に受けることができることとなった日数から、同年1月1日から施行日の前日までの間に受けた日数を減じて得た日数に2日を加えた日数とする規定を整備（附則第4項）

エ 施行日の前日に在職する職員の平成25年度のボランティア休暇日数は、改正前の条例第14条第2項第22号の規定により平成25年に受けることができることとなった日数から、同年1月1日から施行日の前日までの間に受けた日数を減じて得た日数に2日を加えた日数とする規定を整備（附則第5項）

オ 施行日の前日に在職する職員の平成25年度の組合休暇日数は、改正前の条例第16条第3項の規定により平成25年に受けることができることとなった日数から、同年1月1日から施行日の前日までの間に受けた日数を減じて得た日数に5日を加えた日数とする規定を整備（附則第6項）

## 議案第22号

### 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

- 趣旨  
職員を派遣することができる団体を追加するための条例の改正
- 内容  
職員を派遣することができる団体に社会福祉法人東埼玉を加える。（第2条関係）
- 施行期日  
平成25年4月1日

## 議案第23号

### 松伏町学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 趣旨  
児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正
- 内容  
児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業を定めた規定が移動したことに伴い、条例中の同規定を引用している箇所について規定の整備を行うもの
- 施行期日  
公布の日

## 議案第24号

### 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

- 趣旨  
埼玉県市町村総合事務組合から久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を脱退させることについて協議するもの
- 内容  
組合の組織団体である久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合が脱退するもの
- 施行期日  
平成25年3月31日

## 議案第25号

### 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

1 趣旨

埼玉県市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させること並びに同組合の規約を変更することについて協議するもの

2 内容

埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合が加入するもの

3 施行期日

平成25年4月1日

**議案第26号**

**町道の路線認定について**

認定内容

2-759号線

松伏町大字松伏字内前野2627番1地先(起点)から  
大字松伏字内前野2629番2地先(終点)まで

幅員 4.50m 延長 93.24m

2-760号線

松伏町大字上赤岩字刃縄目1897番地先(起点)から  
大字上赤岩字刃縄目1506番地先(終点)まで

幅員 3.10m 延長 52.41m

**議案第27号**

**平成24年度松伏町一般会計補正予算(第4号)**

1 補正前予算額	7,990,327千円
2 補正予算額	△188,782千円
3 合計	7,801,545千円

**議案第28号**

**平成24年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)**

1 補正前予算額	3,836,492千円
2 補正予算額	△78,572千円
3 合計	3,757,920千円

**議案第29号**

**平成24年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)**

1 補正前予算額	650,844千円
2 補正予算額	△9,306千円
3 合計	641,538千円

**議案第30号**

**平成24年度松伏町介護保険特別会計補正予算(第3号)**

1 補正前予算額	1,653,926千円
2 補正予算額	△108,259千円
3 合計	1,545,667千円

**議案第31号**

平成24年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

1	補正前予算額	194,350千円
2	補正予算額	△2,607千円
3	合計	191,743千円

議案第32号

平成25年度松伏町一般会計予算

1	本年度予算額	7,850,000千円
2	前年度予算額	7,888,000千円
3	比較	△38,000千円

議案第33号

平成25年度松伏町国民健康保険特別会計予算

1	本年度予算額	3,829,322千円
2	前年度予算額	3,678,238千円
3	比較	151,084千円

議案第34号

平成25年度松伏町公共下水道事業特別会計予算

1	本年度予算額	663,269千円
2	前年度予算額	639,839千円
3	比較	23,430千円

議案第35号

平成25年度松伏町農業集落排水事業特別会計予算

1	本年度予算額	7,238千円
2	前年度予算額	7,093千円
3	比較	145千円

議案第36号

平成25年度松伏町介護保険特別会計予算

1	本年度予算額	1,518,102千円
2	前年度予算額	1,562,216千円
3	比較	△44,114千円

議案第37号

平成25年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算

1	本年度予算額	198,000千円
2	前年度予算額	192,568千円
3	比較	5,432千円